

表彰に関する内規

一般社団法人粉体工学会

1. 目的

この内規では、表彰規程に関する事項を定める。

2. 手続きおよび副賞

- 1) 粉体工学会功績賞の副賞はプレートとする。
- 2) 学術貢献賞の寄贈の申請は単年度型と継続型の2種類とし、申請内容に基づき表彰委員会の審議を経て受理する。
- 3) 粉体工学会論文賞と粉体工学会 APT Distinguished Paper Award の副賞はプレートとする。プレートは共著者全員に贈呈する。
- 4) 粉体工学会研究奨励賞の副賞はプレートと賞金とする、賞金は1件につき3万円とする。
- 5) 粉体工学会 BP 賞の副賞はプレートと図書券1万円とする。
- 6) 粉体工学会技術賞の副賞はプレートとする。
- 7) 粉体工学会 APT Outstanding International Contribution Award の副賞は2万円とする。

(附則)

この内規は制定の日から発効する。

(付記)

平成30年2月17日 制定 (理事会承認)

平成30年9月1日 改定 (理事会承認)

令和元年12月7日 改定 (理事会承認)